

申告はお早めに！

(土・日曜日は閉庁日です)

受け付けます。仕事などの都合で平日に相談できない方は、ご利用ください。

平成19年分確定申告相談を実施しますから、期間内に申告されるようお知らせします。

◆申告が必要な方

【平成20年1月1日現在、那珂川町に住所を有し次に該当する方】

- ①平成19年中に「営業・農業・配当・不動産・譲渡」等の収入があった方
- ②給与所得者で平成19年中に「農業・不動産・配当」等給与以外の収入があった方
- ③2つ以上の事業所から給与等の支払いを受けた方
- ④平成19年中に退職し、年末調整が済んでいない方
- ⑤日雇労働、パート及び内職等の収入があった方
- ⑥収入が全く無い方でも、所得証明が必要となる方、国民年金の免除申請をする方、また現在国民健康保険加入の方
- ⑦非課税所得（遺族年金、障害年金等）のみの収入の方

◆申告の必要が無い方

◎給与だけの収入で、その他に収入が無く年末調整が済んでいる方

★申告の際持参するもの

◎印鑑・預金通帳等（所得税の口座振替納付または還付になる場合は本人のものに限ります）

〔収入関係〕

- ①源泉徴収票（給与・年金・報酬・賃金等）
- ②営業・不動産収入のある方は、収支内訳書、収入支出明細のわかるもの
- ③農業収入のある方は、収支内訳書、収入支出明細のわかるもの、肉用牛売却証明書
- ④土地等の売渡しのある方（公共用地関係）は、買取証明書等の売渡し金額のわかるもの
- ⑤配当、一時所得等の収入がある方は、収入支出明細のわかるもの
- ⑥補てん金等の支払いを受けた方は、その支払い明細書等（線下補償、休作補償、土地借上げ等）

〔控除関係〕

①配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得のわかる書類

②医療費控除、生命保険料控除及び地震保険料控除を受ける方は、領収書または証明書（医療費について、生命保険や社会保険からの補てん金がある方は戻り金額がわかる明細書等）

※損害保険料控除が改正され、地震保険料控除が創設されました。経過措置として、平成18年12月31日までに締結した「長期保険契約等」については、平成19年以後の各年において、従前の損害保険料控除（最高1万5千円）が適用されます。

③社会保険料控除を受ける方は、国民健康保険税・介護保険料・国民年金保険料等領収書（国民年金保険料を支払っている方は、社会保険事務所発行の社会保険料控除証明書）

④障害者控除を受ける方は、障害者手帳

⑤雇人費のある方は、支払いを証明する領収書等、または個人別支払い金額のわか

るもの

⑥地代・家賃等の所得がある方は、固定資産税土地家屋明細書

⑦寄付金控除を受ける方は、寄付先からの受領書

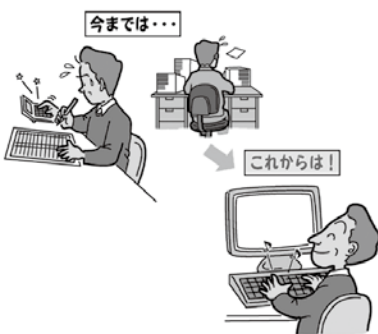
その他

町県民税申告書及び収支内訳書（一般・農業・不動産）の事前配布は行いません。資料が必要な方は、税務課または小川支所住民生活課窓口でお渡しいたします。

国税電子申告・納税システム (e-Tax) をご利用下さい。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。詳しくは同ホームページをご参照下さい。

<http://www.e-tax.nta.go.jp/>





所得税・住民税の

■申告期間：2月18日～3月17日

※2月24日（小川地区）、3月9日（馬頭地区）は日曜相談を

平成19年分所得税・住民税申告納税相談受付日程表

月日(曜日)	対 象 地 区		申告会場
	午 前 の 部	午 後 の 部	
2月18日 月	上川原・上川原一区・新中の原・上中の原	上西の原・梅曾・関場	小川支所2階会議室
2月19日 火	上町・仲町	大和町・緑町	
2月20日 水	吉田・上片平・下片平	高岡・東戸田・神田町・萱場・後沢	
2月21日 木	栄町1区・栄町2区・栄町3区・本町・舟戸	舟戸町営住宅・旭町・白久	
2月22日 金	谷田・谷田町営住宅	三輪1区・三輪2区・三輪3区・下西の原	
2月24日 日	小川地区全域		
2月25日 月	小梨・後久保・山崎・恩田	下薬利・中薬利・上薬利・薬利境・薬利町営住宅	
2月26日 火	北向田・小砂	小口・久那瀬	
2月27日 水	向梅坪・柳林・下坪・新屋敷	下芳井・上芳井	
2月28日 木	馬頭		本庁2階会議室
2月29日 金	馬頭		
3月3日 月	馬頭・健武		
3月4日 火	健武・矢又		
3月5日 水	矢又・和見		
3月6日 木	和見・小口・富山		
3月7日 金	久那瀬・富山		
3月9日 日	馬頭地区全域		
3月10日 月	松野・北向田		
3月11日 火	松野・盛泉・谷川		
3月12日 水	盛泉・谷川・大山田下郷		
3月13日 木	大山田下郷・大内・大那地		
3月14日 金	大内・大那地・大山田上郷		
3月17日 月	大山田上郷・小砂		

【受付時間】 午前の部：午前8時45分～午前11時30分
 午後の部：午後1時～午後5時

地区割のとき都合のつかない方は、期間中時間内であれば受付できます。

【問い合わせ】 税務課 ☎0287-92-1120
 小川支所住民生活課 ☎0287-96-2114